

労働者が安全に働くために

化学物質の種類や取り扱いに適した化学防護手袋をご利用ください。/

職場における

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

化学物質を製造・取り扱う労働者に、
適切な保護具を使用させることが求められます*

*皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象



令和6年4月1日から「皮膚等障害等防止用の保護具の使用」が施行されます。

事業者は、皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合は、物質の有害性に応じて不透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければなりません。なお、下請負人に対しては、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければなりません。

適切な保護具を使用する義務・努力義務について

健康障害を起こす恐れ	2023(R5) 4.1施行	2024(R6) 4.1施行
恐れがある物質	努力義務	義務
不明	努力義務	
恐れがないことが明らか	皮膚障害等防止用保護具の着用は不要	

化学防護手袋の選択方法

試験化学物質に対する耐透過性クラスを参考として、作業で使用する化学物質種類及び当該化学物質使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性のよいものをお選びください。

ダンロップホームプロダクツでは、保護具の義務化に適應した“化学防護手袋”をご提案いたします。

使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていない、最適な手袋がわからないなどの場合、職場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等をダンロップホームプロダクツ公式サイトのお問い合わせフォームにて送信ください。適切な化学防護手袋をご提案させていただきます。

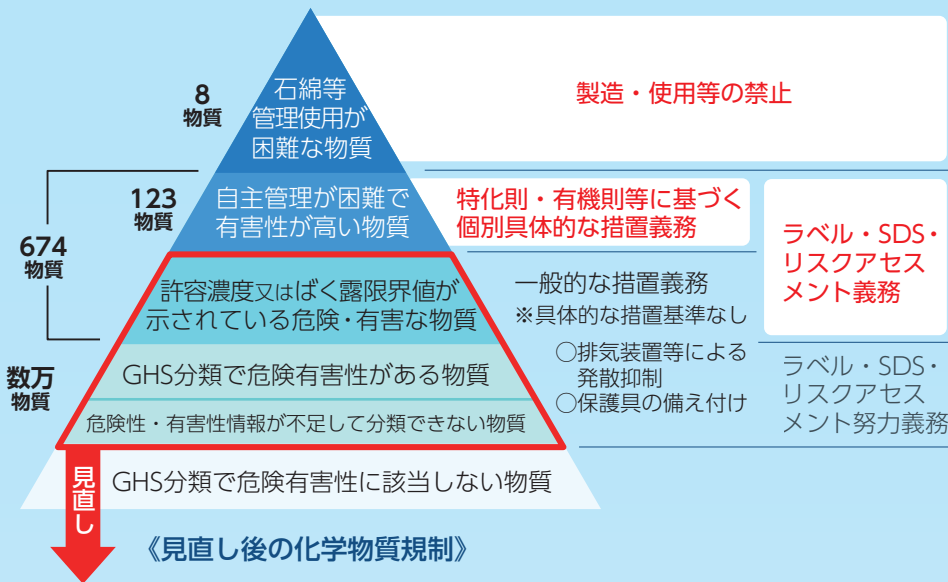
詳しくは
裏面を
ご覧ください

自律的な管理が、今後の規制の基軸になります！

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度(下図)が導入されました。

化学物質規制の仕組み

《これまでの化学物質規制》



POINT

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加され、大幅に増加します。**

改正前 **674物質**

改正後 **国がGHS分類済約2900物質**
+以降新たに分類する物質



有害性に関する情報量

約**2,900物質**
(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる**伝達義務**

ラベル・SDSによる**伝達努力義務**

リスクアセスメント**実施義務**

リスクアセスメント**実施努力義務**

ばく露を基準以下とする**義務**

ばく露を最小限度にする**義務**

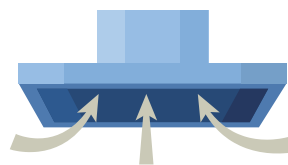
ばく露を最小限度にする**努力義務**

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の**使用義務**

事業者措置義務がかかる範囲

POINT

事業者は、化学物質を製造・取り扱う労働者の健康障害を防止するため、ばく露を最小限度にしなればなりません。また、**皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止のため適切な保護具を使用させることが求められます。**



局所排気装置の設置



保護具の着用

株式会社 **ダンロップ・ホームプロダクツ**

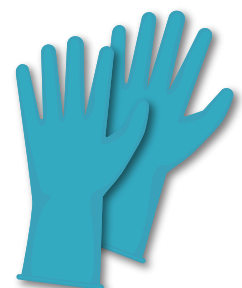
ダンロップホームプロダクツ公式サイトのお問い合わせフォームをご利用ください。

<http://www.dhp-dunlop.co.jp/index.html>

使用する薬品の種類や作業環境に最適な素材・特長の**化学防護手袋**をご提案いたします。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせには、①使用薬品・溶剤名 ②濃度 ③CAS番号 が必要になります。

※混合物の場合は SDS が必要となります。



販売元 **住友ゴムグループ 株式会社 **ダンロップ・ホームプロダクツ****

本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町4-6-10(ハニービル) TEL.06(6120)7323 FAX.06(6120)7327

製造元



Sumirubber
Malaysia Sdn Bhd